

**滋賀県歯科保健計画-歯つらつしが21（第6次）-（原案）に対して
提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方**

1. 実施期間：令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）まで
2. 意見等の件数：1人から1件
3. 提出された意見等の内訳

項目	件数	反映数
第1章 計画の改定について	0	0
第2章 基本的な方針	0	0
第3章 施策の展開	1	1
第4章 計画の推進体制	0	0
第5章 ロジックモデルを活用したPDCAサイクルの循環	0	0
意見・情報 合計	1	1

4. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No.	案への御意見			意見・情報等に対する県の考え方
	頁	行	意見・情報等(要約)	
第3章 施策の展開				
1 ライフステージに応じた取組				
(2) 青壮年期・中年期				
1	25	28	<p>「生活習慣、全身疾患を考慮した口腔の健康および疾病管理」</p> <p>加熱式たばこおよび受動喫煙の口への悪影響に対する考慮も含めるべき。</p> <p>「喫煙の有無等の生活の状況」を「喫煙(加熱式たばこを含む)および受動喫煙の有無等の生活の状況」と変更してはどうか。</p>	<p>本計画における「喫煙」とは、健康増進法による「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させること」を想定しているため、「喫煙」に関する記載は原案のとおりとします。</p> <p>受動喫煙に関しては、御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p style="padding-left: 20px;">喫煙の有無等の生活の状況</p> <p>【修正後】</p> <p style="padding-left: 20px;">喫煙および受動喫煙の有無等の生活の状況</p>